

◆改善事例 フィットネスジムに対する申入れ

事業者名；RIZAP 株式会社
 事業内容：フィットネスジム
 申入対象：退会に関する条項
 対象条文：消契法10条、9条1項2号
 要請開始日：2025（令和7）年7月30日
 要請終了日：2025（令和7）年12月16日

	C ネット東海の主な申入れ内容	RIZAP 株式会社の回答（結果）
1	<p>(退会に関する条項) 会員は、専用アプリにおいて退会手続を行うことにより、退会することができる。ただし、以下の場合には退会手続きを行うことができない。 (中略) (2)利用料の引き落としエラー等の未払いがある場合（未払いが解消されるまで退会不可）</p> <p>◆申入れ内容 本条項(2)を削除してください。</p> <p>◆申入れ理由 ・消契法10条違反について 本件事業者が会員との間で行う施設利用契約は、民法上の準委任契約（民法656条）にあたりと解されるところ、準委任契約においては各当事者がいつでもその解除をすることができるものと定められており（民法651条1項）、未払債務が存在する場合であっても、その支払いは解除をするための要件として定められていない。 しかし、本条項においては、会員の退会、すなわち会員が本件事業者との契約を解約するための要件として、会員による専用アプリにおける解約の意思表示に加えて、会員が本件事業者に対して未払料金を支払うことを要求している。このような条項は、民法651条1項の適用による場合に比して会員の権利を制限ないし会員の義務を加重する条項である。 そして、未払料金の支払いが完了していない限り解約ができず、月額会費の支払義務が発生し続けるものとするには合理的な理由がなく、民</p>	<p>次の通り改定された。</p> <p>(退会に関する条項) 会員は、専用アプリにおいて退会手続を行うことにより、退会することができる。なお、退会手続の時点で当該会員に利用料等の未払いが認められるときは、会員は、退会手続完了後も当該未払いの支払義務を免れるものでないものとする。</p>

	Cネット東海の主な申入れ内容	RIZAP 株式会社の回答（結果）
	<p>法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえる。</p> <p>したがって、本条項は消費者契約法10条によって無効であると考えられる。</p> <p>・消契法9条1項2号違反について</p> <p>本条項によれば、会員に未払料金が存在する場合に、たとえ会員が解約の意思表示をしたとしても、当該未払料金を支払わない限り月額会費が発生し続けることになる。これは、実質的には料金未払に対する損害賠償の予定ないし違約金を定めるものであり、未払金額によってはその金額に年14.6%を乗じた金額を超えることとなる。</p> <p>そのため、消費者契約法9条1項2号によっても無効であると考えられる。</p>	